

「西予市おいしい食べきり運動推進店」の募集について

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、日本では年間約646万トンにも上ります。これを日本人1人当たりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分（約136g）のご飯の量に！



家庭と外食時における“食べきり”に注意することで、簡単に食品ロスは削減することができます。

今回は、外食時の食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減に協力していただける西予市内の飲食店、宿泊施設等を募集します。食べ残しを減らす取り組みを実践するお店を「おいしい食べきり運動推進店」として市が認定し、店舗名と取り組み内容を市のホームページや広報誌等で広く紹介します。

食品ロス削減と普及啓発のため、多くの応募をお待ちしております！

1. 募集対象事業者について

西予市内で営業する飲食店、宿泊施設等の事業者が対象となります。

2. 登録要件について

以下の取組項目を1つ以上実践する店舗を「推進店」として登録します。

(1) お客様が食べ残しをしなかった場合の特典提供

例) 食べ残しがなかった場合飲食料金5%OFF、次回割引券進呈 等

(2) ハーフサイズや小盛りメニュー等の設定

例) ごはん量の調整、小盛りメニュー・ハーフサイズメニューの設定 等

(3) 宴会等で食べ残しを減らすための呼びかけ実践

例) 注文受付時に適量注文を呼びかける、宴会での食べきりの呼びかけ、ポスター等啓発資材の掲示 等

(4) 食品廃棄物リサイクルの実施

例) リサイクル企業に委託して堆肥化、生ごみ処理機で堆肥化 等

(5) 上記以外の独自の食べきりサービスの提供や工夫

例) 仕入れ食材を使い切る工夫、使用済天ぷら油をバイオ燃料として提供 等

3. 登録申込み方法について

推進店への登録を希望する店舗は、「西予市おいしい食べきり運動推進店登録申請書」に必要事項を記載し、下記申請先まで、電子メール・郵送・FAX・持参のいずれかの方法により提出してください。

なお、登録後に記載内容に変更がある場合、又は、店舗を廃止するなどの理由で取り組みを中止する場合には、「西予市おいしい食べきり運動推進店（変更・中止）届出書」を速やかに提出してください。

4. 推進店の紹介について

推進店として登録が認められた店舗については、店舗名及び取組内容等について、市ホームページや広報誌等に掲載して紹介します。

5. 推進店となるメリットについて

- ① 食べきりを推進することで食品廃棄物が減少し、片付けの手間が減るとともに、ごみ処理にかかる費用の削減にもつながります。
- ② 市ホームページや広報誌等を通して紹介しますので、食品ロスに取り組む環境配慮優良店として認知されます。

問い合わせ先（申込先）

〒797-8501

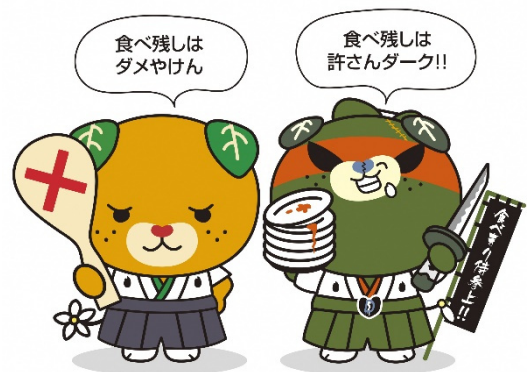
西予市宇和町卯之町3丁目434-1

西予市役所 生活福祉部 環境衛生課

TEL:0894-62-1132

FAX:0894-62-6542

メール:kankyou@city.seiyo.ehime.jp



※当事業は、愛媛県食品ロス削減推進協議会の共催にて実施しています。